

## 市第74号議案 横浜市生活環境の保全等に関する条例 の一部改正

### 1 趣旨

横浜市地球温暖化対策実行計画の改定と合わせて、市内事業者の温暖化対策の一層の推進を図るとともに、低炭素電気の普及を促進する制度を創設します。また、法令の整備等に伴う関係規程等を整理します。

【横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月25日横浜市条例第58号）】

事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めています。

### 2 改正の主な概要

#### (1) 横浜市地球温暖化対策実行計画の改定に合わせた改正

ア 地球温暖化の防止等に関する市の責務として「気候変動適応に関する取組」を明示【第142条】

イ 中小規模事業者に対し、省エネ等の取組報告を求めるとともに、本市が公表・評価する仕組みを追加【第144条の4】

ウ 市内の事業者が低炭素電気の調達及び供給に努めることを規定。また、電気を供給する小売電気事業者に低炭素電気普及促進計画の策定等を義務付けるとともに、本市は提出された計画等を公表することを規定【第146条の5～第146条の9】  
(詳細裏面)

#### (2) その他

ア 「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針」について、対象等を明確にするための規定を追加【第51条の2～第60条】

イ フロン排出抑制法等によるフロン類の排出抑制に関して法で規定されたため条項の削除【第146条】

### 3 施行期日

平成31年4月1日

## 低炭素電気の普及を促進する制度の創設について

### 1 制度の概要

平成 28 年に電力の小売全面自由化が開始されたことを踏まえ、今年 10 月に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」の重点施策に位置付けた「低炭素電気<sup>※1</sup>の供給と選択の推進」を図るため、小売電気事業者<sup>※2</sup>を対象とした新たな制度を創設します。

本制度は、小売電気事業者には、低炭素電気の供給による温室効果ガスの計画的な排出削減を促すとともに、電気を使用する市民・事業者に対しては、本市が小売電気事業者の取組内容を公表することにより低炭素電気の選択の幅を広げます。

※1 低炭素電気 : 再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される CO2 の量が少ない電気

※2 小売電気事業者 : 電気を供給することを事業とする事業者で経済産業大臣の登録を受けた者

### 2 制度の仕組み

#### (1) 小売電気事業者

温室効果ガス排出抑制の計画及びその実施内容等を公表、市へ報告するとともに、その計画内容を実施します。

##### <主な報告内容>

- ・ 低炭素電気普及のための基本方針
- ・ 電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量
- ・ 温室効果ガス排出抑制のための措置
- ・ 再生可能エネルギー、未利用エネルギーを利用した電気の調達量

#### (2) 横浜市

低炭素電気を普及促進するための計画書・報告書の作成等に関する指針を策定するとともに、小売電気事業者の取組内容を公表します。

#### (3) 市民・事業者（電気の需要家）

公表内容を参考に環境性の高い電気の購入が容易になります。

